

基本契約書(案)(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年5月23日)	改訂(令和7年7月7日)	備考
2ページ	(当事者が締結すべき契約) 第6条 発注者と設計及び建設工事請負事業者は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、設計及び建設工事請負契約を締結する。 2 発注者と運転維持管理グループ構成企業は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、運転維持管理業務委託契約を締結する。なお、運転維持管理グループ構成企業は、本事業の遂行に支障を来さない合理的な時期までに運営事業者を設立し、設立後、運営事業者に対して運転維持管理業務委託契約を引き継がせることができる。 3 設計及び建設請負事業者及び維持管理グループ構成企業は、それぞれ前2項の契約締結後速やかに、契約書等の原本を発注者に提出しなければならない。	(当事者が締結すべき契約) 第6条 発注者と設計及び建設工事請負事業者は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、設計及び建設工事請負契約を締結する。 2 発注者と運転維持管理グループ構成企業は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、運転維持管理業務委託契約を締結する。なお、運転維持管理グループ構成企業は、本事業の遂行に支障を来さない合理的な時期までに運営事業者を設立し、設立後、運営事業者に対して運転維持管理業務委託契約を引き継がせることができる。 3 設計及び建設請負事業者及び運転維持管理グループ構成企業は、それぞれ前2項の契約締結後速やかに、契約書等の原本を発注者に提出しなければならない。	文言の追加
6ページ	(運営事業者の損害賠償義務等の保証等) 第 13 条 代表企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。 2 構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う。	(運営事業者の損害賠償義務等の保証等) 第 13 条 代表企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。 2 運転維持管理グループ構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う。	文言の追加
6ページ	(要求水準不充足に関する責任) 第 14 条 設計及び建設工事請負契約第 45 条の規定による引渡しを受けた日から運転管理維持管理期間中に新浄水場について要求水準書等又は運転維持管理業務の遂行に係る実施計画書等に定める水準を満たしていないこと(本運転維持管理業務委託契約第 28 条において「本件未達成」と定義する。)が判明した場合、受注者は、運営事業者が運転維持管理業務委託契約第28条及び第29条に基づいて負担する義務及び債務について、連帯してこれを負担する。	(要求水準不充足に関する責任) 第 14 条 設計及び建設工事請負契約第 45 条の規定による引渡しを受けた日から運転管理維持管理期間中に新浄水場について要求水準書等又は運転維持管理業務の遂行に係る実施計画書等に定める水準を満たしていないこと(本運転維持管理業務委託契約第 28 条において「本件未達成」と定義する。)が判明した場合、代表企業及び運転維持管理グループ構成企業は、運営事業者が運転維持管理業務委託契約第28条及び第29条に基づいて負担する義務及び債務について、連帯してこれを負担する。	文言の追加